

平成17年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成17年9月20日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第2号 平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について
- 日程第5 議案第50号 瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結について
- 日程第6 議案第51号 岐阜県市町村退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第7 議案第52号 土地の取得について
- 日程第8 議案第53号 財産（土地）の使用貸借（呂久）について
- 日程第9 議案第54号 負担付き寄附の受納（上牛牧）について
- 日程第10 議案第55号 財産（土地）の使用貸借（上牛牧）について
- 日程第11 議案第56号 訴えの提起について
- 日程第12 議案第57号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について
- 日程第13 議案第58号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議について
- 日程第14 議案第59号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第15 議案第60号 瑞穂市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第61号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第62号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第63号 平成16年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第64号 平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第65号 平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第66号 平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第67号 平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第68号 平成16年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第24 議案第69号 平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第70号 平成16年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第26 議案第71号 平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第72号 平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第73号 平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第74号 平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第75号 平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第76号 平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第77号 平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	7番	浅野楔雄
8番	堀孝正	9番	桜木ゆう子
10番	小川勝範	11番	小寺徹
12番	藤橋礼治	13番	山本訓男
14番	広瀬捨男	15番	星川睦枝
16番	棚瀬悦宏	17番	土屋勝義
18番	澤井幸一	19番	西岡一成
20番	山田隆義		

本日の会議に欠席した議員

6番 松野藤四郎

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博

市民部長 松尾治幸
調整監 中島隆二
教育次長 福野正

都市整備部長 水野年彦
水道部長 松野光彦
代表監査委員 大石英博

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 豊田正利
書記 古田啓之

書記 広瀬照泰

開会及び開議の宣告

議長（土屋勝義君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は19人であり、定足数に達しています。

これより、平成17年第3回瑞穂市議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（土屋勝義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号20番 山田隆義君と1番 安藤由庸君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（土屋勝義君） 日程第2、会期の決定について議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月21日までの32日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から10月21日までの32日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（土屋勝義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

4件報告をいたします。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は平成17年5月分から平成17年8月分までが実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りのないとの報告でした。

関連して2件目ですが、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は6月24日に健康環境課、7月25日に生涯学習課、8月26日に税務課、9月16日に学校給食センターを対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されているとの報告でした。

3件目は、西濃環境整備組合の議会の結果報告です。

8月1日に同組合の平成17年第1回臨時会が開催されました。大垣市の議会構成が変更になったことにより、同組合の野村弘議長と岩井哲二副議長が組合議員でなくなったため、組合議会の議長選挙及び副議長選挙が行われました。選挙の結果、大垣市の高畑正議長が組合議長に、大垣市の鈴木陸平副議長が組合副議長に当選されました。また、提出された議案は、ごみ処理施設解体撤去工事の請負契約締結について議会の議決を求める議案1件で、平成14年12月に廃止した機械式焼却施設の風化が著しく、このまま放置すると倒壊のおそれがあるため解体撤去するという内容でした。結果は原案のとおり可決されました。なお、施設の解体後は整地し、ストックヤードの建設用地とする予定であると説明がありました。

最後に、4件目は市議会議長会関係の報告です。

まず、7月8日に第254回岐阜県市議会議長会が中津川市で開催され、私と副議長、議会事務局長の3人が出席しました。会議では、平成17年1月28日から7月7日までの会務報告の後、決算の認定を求める議案など7議案が審議され、いずれも可決されました。また7月26日は、全国市議会議長会の第123回社会文教委員会が東京の全国都市会館で開催され、私と議会事務局長の2人が出席しました。委員会の概要は、全国市議会旬報の8月5日号に掲載され、既に皆さんに配付されておりますので御承知のことと思いますが、平成18年度社会文教施策についての要望を協議し、原案のとおり決定しました。また協議終了後、厚生労働省老健局介護保険課の江原課長補佐より介護保険制度の見直しについて、練馬区健康福祉事業本部保健福祉部の紙崎参事より練馬区の介護予防事業の取り組みについてと題する講演を聴取しました。講演の要旨と委員会の経過概要については委員長から報告が来ております。皆さんのお手元に配布してありますので参考にござんください。

以上、報告した4件の資料は事務局に保管しておりますので、ござんいただきたいと思いません。

これで諸般の報告を終わります。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 報告第2号専決処分の報告でございますが、これは、交通事故の和解及びこれに伴う損害賠償の額の決定についてであります。

今回の交通事故は、名古屋市内において市職員が公務のため公用車を運転中、後続車に追突されました。その事故について相手方の過失10割として示談を交わしましたので、議会に報告するものであります。

議長（土屋勝義君） これで行政報告は終わりました。

日程第4 承認第2号から日程第32 議案第77号までについて（提案説明）

議長（土屋勝義君） 日程第4、承認第2号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてから日程第32、議案第77号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

市長提出議案について説明を求めます。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 平成17年第3回瑞穂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には出席をいただき、ありがとうございます。

今、まちの行政の責務は、健全な地域社会の構築と行政事務の合理化を進めることだと思えます。私たちは、便利で快適な豊かな社会に暮らしているはずでありますのに、何か不愉快でむなしく、心が満たされない状況にあります。IT革命がもたらした情報環境は、仮想現実を現実社会に入り込ませて人間関係を変化させてきております。また、人生80歳の長寿社会ともなれば、人生設計も見直さなければならぬと思います。しかし、社会がどのように変わろうとも、人は互いに寄り添い、協同して生きていくものでありますが、社会の変化につれ、その条件、方法は変わってきます。そのための場づくりの手段として、FMわっちの放送を9月より開始、おじいちゃんもおばあちゃんも学校へ行こう事業、これは瑞穂大学能力活性学部ということですが、この事業を西小学校及び本田小学校で7月より開講しました。また、交流の場づくり及び整備として、子育て支援センターの整備、市民センターのバリアフリー化等の事業費を補正予算に計上いたしました。

行政事務の合理化を図るために設立しました株式会社みずほ公共サービスへの委託業務の検討を進めておりますが、まず諸文書の印刷からスタートすることとし、11月より業務を開始いたします。当初は業務費の軽減効果はあまり期待できないものと思いますが、施設管理公社同様に、重要な役割を果たしてくれるものと期待しております。

さて、今議会に提案し御審議をお願いする案件は、承認の補正予算専決に関するもの1件及び市町村合併に伴う規約等の改正に関するもの4件、条例の制定、改正に関するもの3件、建設工事委託に関するもの1件、土地の取得に関するもの1件、土地の寄附受納に関するもの3件、訴えの提起に関するもの1件、平成16年度決算の認定に関するもの8件、予算の補正に関するもの7件の議案29件であります。

以下、各案件について概要を説明させていただきます。

承認第2号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の専決処分については、去る平成17年9月11日に執行されました第44回衆議院議員総選挙及び第20回最高裁判所国民審査に係る費用として1,382万5,000円の予算補正を専決処分いたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案第50号瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結の

議決を求めることについては、平成9年度より進めてきました特定環境保全公共下水道事業の西処理区下水処理場を平成16年4月より一部供用開始しましたが、現有施設では、平成19年11月ごろに処理能力を超えるものと予想されますので、第2期工事を行うため、第1期工事を委託しました日本下水道事業団に引き続き第2期工事も委託いたしたく、水処理設備及び電気設備工事等根幹的施設に関する建設工事の委託協定を日本下水道事業団と結ぶものであります。

議案第51号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約については、兼山町が平成17年5月1日に可児市と合併したことによる規約の改正であります。

議案第52号土地取得については、穂積、巢南学校給食共同調理場を統合し、新たに瑞穂市給食センターを建設するに当たり必要な土地を取得するため、瑞穂市土地開発公社と先行取得に関する委託契約を締結するものであります。その取得土地面積は1万1,330.52平方メートル、委託金額は4億円であります。

議案第53号財産（土地）の使用貸借（呂久）についてであります。去る6月の定例議会で議決を得ました呂久公民館敷地の負担つき寄附の受納に係る土地の無償の使用を認め、呂久自治会との間で土地の使用貸借契約を締結するものであります。

議案第54号負担付き寄附の受納（上牛牧）については、上牛牧公民館の駐車場及び合併処理浄化槽の敷地として、当該施設の利用者で構成された人格のない社団上牛牧自治会に、無償で使用せしめることを条件とした土地寄附を受納しようとするものであります。

議案第55号財産（土地）の使用貸借（上牛牧）については、議案第54号で提案の負担つき寄附の受納を議決いただいた場合、同土地の無償の使用を認め、上牛牧自治会との間で土地使用貸借契約を締結するものであります。

議案第56号訴えの提起については、現在、市道3-3-193号線の道路の敷地の一部である瑞穂市別府字堤内三ノ町609番3の所有者が、登記簿上は私人名義となっているため、同土地の所有権を市へ移転登記するため訴えを提起することにつき、議会の議決を求めるものであります。

議案第57号岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町村数の減少等に関する協議については、平成18年1月1日に羽島郡柳津町が岐阜市に編入合併し、廃止されることに伴い、同町が岐阜地域広域市町村圏協議会を脱会するため、同協議会の規約を改正するものであります。

議案第58号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町村数の減少等に関する協議については、組合を組織する羽島郡柳津町が、岐阜市との合併により脱退することとなったため、組合を組織する市町村を減少する規約を定めるものであります。

議案第59号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議については、戸籍の謄抄本、住民票の写し、印鑑・納税証明書等において、広域相互発行協定を結んでおります羽島郡柳津町が、平成18年1月1日付で岐阜市へ編入合併し廃されるため、規約を廃止するものであります。

議案第60号瑞穂市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定については、地方自治法第 244条の 2 第 3 項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第61号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、公共交通機関の利用が困難な移動に制限のある方に対して行う福祉有償運送について、市町村が事前に協議会を設けて協議する必要があるため、その協議会委員の報酬について定めるものであります。

議案第62号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、市条例の改正を行うものであります。

議案第63号平成16年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定については、平成16年度は市制施行 2 年目を迎え、初めて 1 年間12ヵ月の会計執行となりました。歳入総額 138億4,907万2,000円、歳出総額 126億 2,982万 6,000円、歳入歳出差引額12億 1,924万 6,000円となりました。歳入の主なものは、市税58億 1,785万 6,000円、地方交付税16億 4,607万 5,000円、繰越金12億 3,774万 2,000円、市債11億 5,100万円であります。市債では、臨時財政対策債 8 億 900万円及び市道路整備事業、生津ふれあい広場整備事業、公共施設耐震整備事業、本田小学校増築整備事業等の合併特例債 3 億 4,200万円など、後年度に地方交付税で財政措置される有利な起債による財源の確保を図りました。また、国の合併市町村補助金の残額 1 億 1,131万 2,000円、県の合併市町村支援交付金の残額 2 億円などを、合併に伴う財源として有効に活用いたしました。歳出は、民生費30億 5,862万 6,000円、総務費21億 2,113万 5,000円、教育費18億 5,603万 4,000円、衛生費16億 3,316万 2,000円、土木費15億 350万 5,000円等となっております。投資的経費の普通建設事業費は全体の16.2%を占め、合併特例債を財源として、本田小学校校舎増築、市道整備、巢南中学校耐震整備、生津ふれあい広場整備等を、また国・県の合併市町村補助金を財源として県道北方・多度線周辺市道整備、下犀川橋かけかえ整備事業を実施し、合併後の新しいまちづくりを積極的に進めました。義務的経費は、人件費18.9%、扶助費 9.3%、公債費11.4%で、全体の39.6%を占めています。扶助費では、児童手当、児童扶養手当、福祉医療費が急増しました。公債費では、後年度の負担の軽減を図るため、高利率の縁故債を精査して 8 億 400万円を繰り上げ償還し、財政の健全化に努めました。平成16年度の財政運用は、経常収支比率75.1%、財政力指数、単年度であります 0.871等と、おおむね健全性を維持できたものと思っております。

議案第64号平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、平成16年度の決算は、歳入総額38億 1,767万 1,000円、歳出総額35億 4,687万 7,000円、歳入歳出差引額 2 億 7,079万 4,000円となりました。毎年ふえ続ける保険給付費が国保会計を圧迫し

ている中で、基金積立金が年度末で6億916万円となり保険給付費の3ヵ月分強と、本会計の安定化を図ることができたのは一つの成果であります。

議案第65号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定については、平成16年度の決算は、歳入総額27億5,727万7,000円、歳出総額27億2,450万2,000円、歳入歳出差引額3,277万5,000円となりました。老人保健の受給者数は、平成14年10月の法改正で対象年齢が70歳から75歳に引き上げられたことにより、昨年度より121人減になっているにもかかわらず給付件数が2,142件増となり、一たんは減少したかのように見えた医療諸費は増加傾向にあります。法改正により振り分けられた75歳以下の医療受給者を受け持つことになった国保会計及び他の保険事業者の負担も、さらに増加傾向となっているのが現状であります。今後の事業運営については、医療諸費を抑制する施策等の確立を考えていかなければなりません。

議案第66号平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定については、平成16年度の決算は、歳入総額2億6,471万7,000円、歳出総額2億6,373万7,000円、歳入歳出差引額98万円となりました。なお、平成16年度の1日当たりの給食人員は6,247人で、小・中学校において191日間の調理を実施いたしました。

議案第67号平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、平成16年度決算は、歳入総額4億554万4,000円、歳出総額3億8,256万円、差引残額2,298万4,000円となりました。

議案第68号平成16年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、平成16年度決算は、歳入総額2,594万3,000円、歳出総額2,406万5,000円、差引残額187万8,000円となりました。

議案第69号平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定については、平成16年度の決算は、歳入総額2億98万6,000円、歳出総額1億7,608万9,000円、差引残額2,489万7,000円となりました。

議案第70号平成16年度瑞穂市水道事業会計決算の認定については、平成16年度の決算は、収益的収入及び支出において、収入総額4億2,805万2,000円、支出総額3億4,678万9,000円となりました。また損益は、純利益6,721万3,000円となり、前年度繰越金と合わせた当年度未処分利益剰余金は9,647万8,000円で、その処分案は、減債積立金1,000万円、建設改良積立金8,500万円、翌年度繰越利益剰余金147万8,000円といたしました。また、資本的収入及び支出は、収入総額2億2,819万9,000円、支出総額5億901万1,000円であります。

議案第71号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ10億5,580万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億7,942万2,000円とするものであります。今回の補正は、前年度の決算額が確定したこと及び今年度事業の進捗によるものであります。歳入の補正の主なものは、前年度繰越金9億6,900

万円、老人保健特別会計の前年度精算金 4,000万円、土木債 1 億 3,600万円の増額及び額確定による地方特例交付金 7,000万円、地方交付税 2,500万円、臨時財政対策債 700万円の減額等であります。歳出の主なものは、行政事務アウトソーシング委託料 1,400万円、公共施設アスベスト調査委託料 1,000万円、自治会公民館補助金 1,400万円、子育て支援拠点整備 3,200万円、駅対策事業 1 億 5,600万円、体育施設土地購入 1 億 100万円、障害者グループホームの建設費 2,300万円、市民センターエレベーター設置調査費 200万円等を計上し、残額 6 億 9,300万円を公共施設整備基金に積み立てました。

議案第72号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 2 億 2,079万 3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ34億 550万 1,000円とするものであります。今回の補正は、前年度の決算の確定によるもので、前年度繰越金 2 億 1,000万円を基金に積み立てることといたしました。

議案第73号平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 4,017万 1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ27億 9,921万 9,000円とするものであります。前年度決算の確定により、一般会計との清算を行うものであります。

議案第74号平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ32万 9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,588万 3,000円とするものであります。今回の補正は、平成16年度決算の確定に伴い、繰越金の増加によるものであります。

議案第75号瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ52万 9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 8,927万 2,000円とするものであります。今回の補正は、決算の確定に伴い一般会計繰入金を見直したものであります。

議案第76号平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ19万 6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,826万 3,000円とするものであります。今回の補正は、決算の確定に伴い一般会計繰入金を見直したものであります。

議案第77号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の予算額の変更はなく、決算の確定に伴い一般会計繰入金を見直したものであります。

以上、各議案について概要を説明させていただきました。御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（土屋勝義君） これで提案理由の説明を終わります。

決算の認定を求める議案について、監査委員から決算審査の意見を求めます。

代表監査委員 大石英博君。

代表監査委員（大石英博君） 監査委員を代表いたしまして、審査結果について御報告を申し上げます。

審査の対象は、平成16年度一般会計と六つの特別会計、財産に関する調書、基金運用状況、公営企業としての水道事業会計の合計10部門を審査いたしました。平成17年8月4日から平成17年9月5日までのうち8日間にわたりまして、決算書に基づき担当部課長から事業報告を求めるとともに、例月の定例監査の結果とあわせて、決算の計数等について慎重かつ詳細に審査をいたしました。

審査の結果は、各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書等は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は関係諸帳簿と符合し正確であると認めました。

また、予算執行の状況は、全般にわたり適正に執行されていると認めました。

財産及び基金の管理・運用状況は、関係諸帳簿と符合しいずれも正確であり、それぞれの保有・設置目的に適合し、効率的に運用されていると認めます。

審査の概要と意見はこれから御報告をいたしますけれども、当意見書作成に当たり、前年度である15年度会計と比較増減等をしてありますが、平成15年度瑞穂市会計は、平成15年5月1日から平成16年3月31日までの11ヵ月となっております。前年度11ヵ月と今年度12ヵ月の比較ということになっております。

審査の結果でございますが、まずお手元に配付の一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の2ページを開いてください。

まず歳入総額は213億2,121万2,086円、歳出総額197億4,765万6,642円、差し引き15億7,355万5,444円の黒字となっております。

続きまして、5ページから6ページの間を開いてください。市民税や固定資産税など、いわゆる自主財源収入は82億9,332万1,651円で、財政基盤の強さを示す自主財源比率が59.9%でございます。また、次ページの地方交付税や市債など、依存財源は55億5,575万495円で、依存財源比率は40.1%でありました。前年より若干比率がよくなってきておりました。

続きまして、8ページへ行ってください。市民税、固定資産税などの市税についてでございますが、市税の収入総額は58億1,786万円で、一般会計歳入総額の42%を占め、自主財源の基幹をなしております。市民税のうち、個人市民税は5,557万円減少いたしました。また法人市民税は9,703万円増加をしております。法人増加分につきましては、景気回復傾向にあるかなど、そんなように思われます。また、固定資産税におきましては7,612万円増加をいたしました。これは宅地開発等により増加をしたものでございます。

次、1枚はねていただきまして、9ページから10ページの収納関係についてでございますが、

今年度不納欠損といたしまして 4,364万円を処理いたしました。前年度のほぼ2倍でございます。これらの対象者は、行方不明、死亡、倒産及び事業不振、生活困窮等によるものであり、この措置はやむを得ないと思われませんが、さらに納税者の動向を調査するとともに、徴収体制を一層整備し、最小限にとどめるように留意をしてください。

収入未済額につきましては2億 4,823万円であり、前年度より 1,869万円減少してはおりますが、依然として膨大な額であります。担当職員の努力は認めるところではありますが、今後におかれましても、課税の適正化と大口滞納者及び滞納常習者を中心に滞納額の減少に一層努力を要望いたします。

続きまして、14ページをお願いいたします。地方特例交付金についてでございますが、これは、地方税の代替的性格を有する財源として国から交付がされるものでございますが、前年度に比較をしますと1億 1,636万円増加をしておりますが、これは平成15年4月に穂積、巢南両町の一般会計に1億 952万円が収入いたしました。前年度は15年5月からが瑞穂市の会計期間でございますので、前年度の収入に算入していないためでございます。実際は前年度、今年度、そう大差はございません。

地方交付税についてですが、これは、国民の負担する租税を国と地方の財政状況の需要に応じて配分をされるものですが、前年度に比較をしますと3億 2,794万円増加をしておりますが、前述同様、平成15年4月に3億 9,975万円収入しているからでございます。実際は前年度、今年度、そんなに大差はございません。

続きまして、17ページへ行ってください。国庫支出金についてでございますが、これは、何らかの必要性に基づき交付を受けるものでございます。前年度に比較をいたしますと7,456万円の減少となっております。負担金、補助金、委託金の三つに分類をいたしますが、負担金は3,406万円の増加、補助金は1億 803万円減少、委託金は58万円の減少でございました。

18ページ、次のページでございますが、県支出金についてですが、これも何らかの必要に基づき交付を受けるものです。前年度に比較いたしますと1億 8,873万円の減少でございます。内訳といたしましては、負担金が2,403万円減少、補助金が1億 7,746万円減少、委託金は1,276万増加をいたしました。

次、22ページへ行ってください。一般会計の歳出についてでございますが、歳出合計126億 2,983万円でございました。また、歳出予算に対する不用額が5億 9,316万円で、予算現額の4.5%に相当いたします。

歳出の主なものでございますが、26ページへ行ってください。民生費のうちから国民健康保険特別会計繰出金2億 3,724万円の支出と老人保健特別会計繰出金1億 8,000万円を支出いたしました。また、主な事業は27ページに明記をさせていただきました。

次、28ページ、衛生費のうちから塵芥処理費といたしまして、西濃環境整備組合負担金とし

て2億7,691万円、廃棄物処理委託料として2億387万円支出をいたしました。主な事業は29ページに明記をいたしてございます。

次、32ページから33ページにかけてでございます。土木費のうちから稲里・別府道路舗装工事ほか16件で1億2,688万円、河川改修事業業務委託料として3億1,530万円、下水道特別会計繰出金1億1,470万円を支出いたしました。当市におきましては、低迷する経済状況にあっても都市化が進行しており、住民からの生活環境、公共施設整備への要望が多く、限られた財源の中で十分な投資効果を発揮する施策・工法をお願いいたします。また、主な事業は34ページに明記をいたしました。

続きまして、36ページでございます。教育費のうちから、本田小学校増築工事ほかで2億4,712万円、巢南中学校耐震改修工事ほかで1億9万円を支出いたしました。

次に41ページへ行ってください。次に特別会計でございますが、国民健康保険特別会計にありましては、歳入38億1,767万1,398円、歳出35億4,687万6,989円、差引残高2億7,079万4,409円でございます。本会計の収入未済額は、前年度に比較をいたしますと818万円減少しているものの、5億円に達しようとしております。この欠損額は、前年度に比較しますと2,805万円大きく増加し、今年度は5,978万円計上いたしました。その内訳は、時効完成596件を初めとして、行方不明、死亡等によるものでございますが、この前提となる未納者の実態把握と徴収体制の整備については、一層留意をしてください。未納者個々については、詳細に調査・分析して対処するとともに、不納欠損処分においても十分検討され、慎重に取り扱い、収入未済額の早期解消と収納率の向上になお一層の努力をお願いいたします。

次、43ページへ行きます。老人保健特別会計についてでございますが、歳入27億5,727万7,638円、歳出27億2,450万2,346円、差引残高3,277万5,292円でございます。医療給付費対象者は3,709人で、前年度に比較をしますと121人減少をいたしました。これは、老人保健法の改正によりまして、老人医療受給者の対象年齢が、平成14年10月から70歳から75歳に引き上げられた結果でございます。しかし、医療費の額そのものは前年対比2%増加をしております。増加の傾向をたどる重複受診、多受診への訪問指導もお願いをいたします。

続きまして、44ページの学校給食特別会計についてでございますが、歳入2億6,471万7,077円、歳出2億6,373万6,604円、差引残高98万473円でございます。今年度の給食事業は、穂積共同調理場にありましては延べ食数86万食、巢南共同調理場におきましては延べ食数36万食でございます。収入未済額、不納欠損額とも減少はしておりますが、未収金は1,000万円を超えております。収納対策につきましては、法的手段も導入することを検討する必要があると思います。

次に45ページへ行ってください。下水道事業特別会計についてでございますが、歳入4億554万4,292円、歳出3億8,256万473円、差引残高2,298万3,819円でございます。平成16

年4月1日供用開始に伴い、下水道国庫補助金が2億6,905万円の減少、下水道事業債が3億790万円減少をいたしております。下水道施設は、河川等の公共用水域の水質保全を図るなど、市民生活に欠くことのできない基幹的施設でありますので、今後とも整備地区の拡大、供用開始により利用者の拡大にも努めてください。

46ページでございます。農業集落排水事業特別会計についてでございますが、歳入2,594万2,743円、歳出2,406万5,146円、差引残高187万7,597円でございます。平成9年に処理施設の整備が完了し、事業が実施をされてきておりますが、今後は機械類等の交換時期も計画され、効率的かつ適正な維持管理に努めてください。

1枚めくりまして、47ページでございます。下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計についてでございますが、歳入2億98万6,792円、歳出1億7,608万9,000円、差引残高2,489万7,792円でございます。当事業は、別府処理区を区域として計画され、平成15年4月に供用開始をしたものであります。平成17年3月末現在、水洗化率は26.14%となっております。全国統計におきます供用開始2年後の率は49.8%であり、当市の状況は大きく下回っております。今後とも早期接続促進のための助成制度を積極的にPRし、水洗化率の向上に努めてください。

次が49ページ、1枚めくってください。財産に関する調書でございますが、財産に関しましては、決算年度中の移動等を関係諸帳簿、証明書類及び一般会計、特別会計の決算書等により確認し、あわせて関係職員の説明の聴取等により精査した結果、各財産とも適正に保全、管理並びに運用が図られておりました。

続きまして、50ページの基金の運用状況についてでございますが、基金の運用状況は、設置の目的に沿って効率的に運用されていると認めます。また、会計処理及び運用収益につきましても、適正に処理されていると認められます。今後ともそれぞれ基金の目的に即した適切な運用を図り、成果を上げられるように期待をします。

1ページ戻っていただきまして48ページ、以上が決算状況についての概要でございますが、一般会計及び特別会計ともに、本年度の実質収支は黒字決算でございます。財政状態は、おおむね健全性を維持していると認められます。

続きまして、水道事業会計に移りますが、水道事業会計決算書の方でございますが、その13ページを開いてください。消費税を抜いた税抜き数字の損益計算書でございます。営業収益4億703万6,529円、営業費用2億9,246万1,933円、営業外収益83万5,378円、営業外費用4,819万7,330円、当期純利益6,721万2,644円を計上いたしました。3ページから5ページの、少し戻っていただきまして、主な工事でございますが、古橋水源地整備工事3ヵ年計画のうちの2年目でございます。また犀川堤外地貯水槽整備工事、県道北方・多度線拡張工事など合計32件、3億7,886万円を投資いたしました。

続きまして、もう1枚、最後の水道事業会計の決算審査意見書の方の3ページを開いてください。業務実績比較表でございます。業務面におきましては、前年度に比較をいたしまして、給水人口 480人、給水戸数 378戸、その他配水量、有収水量ともに増加をしております。内容についてはこの表をごらんください。

また1枚めくっていただきまして、5ページから8ページのあたりなのですが、収益率、構成比率、財源比率など、その数値は良好であり、当事業の安全性が認められました。また、水道料金の未収金にありましては、各期の収納率が若干下がっておりますので、以前のように徴収率99.9%を目標に努めてください。また、今後におきましても、良質で安全な水を安定的に供給するため、配水管路網及び施設の適正な維持管理に努められるように望みます。

以上、決算審査の概要と審査意見を申し述べましたが、この内容は山本監査委員と一致した意見であることを申し添え、私の報告を終わります。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） これで監査委員の決算審査意見を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前11時14分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は18人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

承認第2号から議案第51号までについて（質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、承認第2号、議案第50号、議案第51号の3議案を、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております承認第2号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について、議案第50号瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結について、議案第51号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についての3議案を、委員会付託を省略することに決定しました。

承認第2号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷君。

5番（熊谷祐子君） 今回の国政選挙にかかわる自治体で使った費用に係る一般会計の補正予

算ですが、この歳出の内訳を見ますと報酬、これは恐らく期日前投票の報酬だと思うんですが、それと職員手当で約 800万出ていますが、この選挙のために通常勤務の人件費がかかっていると思うんですが、これは幾らぐらいになるでしょうか。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） ちょっと細かい部分まで掌握していませんので、調べて報告したいと思います。というのは、選管の事務として兼ねてやっている部分もございまして、中身的にはちょっと調べてみないとわからないので、調べさせていただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷君。

5番（熊谷祐子君） 今のところ通常勤務の人件費が幾らかはわからないわけですが、わかったとしてもこの補正の中には組み込まれていないわけですね。しかし、国政選挙——これは県の選挙も同じですが——に関する費用を自治体に負担させてはならないという法律が、地方財政法第10条の4の1号に、地方公共団体は国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査に要する経費を負担する義務を負わない。それから、同2条の2項では、国は地方公共団体に負担を転嫁させてはならないというふうに定めてあります。したがって、通常勤務の人件費に関して、これがここに計上されている800万よりも多いのか少ないのか、少なくともどれくらいに当たるのかこちらではわかりませんが、いずれにしても、これは国が負担すべきものだったのでは質問いたしました。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 今おっしゃる中身ですが、実際にはこの職員も含めまして、人件費その他もございまして、国の方から最終的な精算をしまいりますので、その段階できちっとそれに合わせていけるということも思っていますし、全額国の費用、国の選挙、県の選挙でもそうですけれども、最終的にどうだったかという精算をしまいります。そのときに市としては全額きちっと入れさせていただいて、紙1枚、2枚とかいうのは別にしましても、そういうものできちっと精算するということとさせていただきます。おわかりいただけましたか。

5番（熊谷祐子君） すみません、確認させていただきますが、今の御答弁というのは、通常勤務中の人件費もこの計算とは別にきちんと請求したいという意味ですか。請求しませんがという意味ですか。

助役（福野寿英君） そういう意味ではありません。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は承認第2号の案件について、反対の立場で討論いたします。

反対の理由は、今回の国政選挙というのは非常に納得できない部分がありました。しかし、実施されたわけですが、少なくとも地方財政法第10条の4の1号、地方公共団体は国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査に関する経費を負担する義務を負わない。同法第2条2項で、国は地方公共団体にこの負担を転嫁してはならないという趣旨からいきますと、この瑞穂市が国に請求するお金の中に、通常勤務の中の国政選挙にかかわる人件費も含めるべきだと考えます。2000年に地方分権一括法が施行され、国と地方公共団体は対等関係になったわけですから、その点しっかりと市としては請求すべきではないでしょうか。

以上の理由で、この承認第2号には反対いたします。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 1番 安藤君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番、翔の会の安藤由庸でございます。

承認第2号につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

ただいま熊谷議員から人件費についても国に請求するべきではないかという発言がありまして、その根拠として地方財政法を提示されました。しかしながら、その地方財政法が定めておりますその条文が想定するものには多分、これはあくまでも多分ですが、通常の職員の給与まで支払うべきではない、というよりも、そこまで国が持つというところまでは想定していないだろうということが想定されます。通常勤務の分は市が持つべきである、これは当然の考え方であろうと思います。それを超えた分についてまで市が負担をするべきではないと、多分そういう趣旨であろうと思います。もし仮に、熊谷議員が言われるようなことができたとすれば、もちろんその分については市の一般会計から出されます人件費、これを今度は削減をするという措置をとる必要が出てきます。もしそれを行わなければ、1人の職員に対して二重払いということが起きますので、いわゆる不当利得を得ることになります。

また、そういったことが可能であったとして、具体的に計算をすることが可能であったとしても、この人口5万に満たないようなまちの職員が、どれだけ選挙事務にかかわったかというものをお細かく算定することは、現実的には不可能であります。人口何百万もあるようなところで、1年間ずっと選挙事務にだけかかわっているという職員が仮にいたとしますと、そういった場合については、県政または国政の選挙についての人件費まで算定することは可能であった

と考えられますけれども、基本的に兼務でやっているようなこのまちで、この時間は選挙事務を行った、これはそれ以外の業務を行ったと、そういう算定の困難なものについてまで算定をして請求をしろということは、いかにもしゃくし定規に解釈した立場であろうというふうに考えます。

以上から、私はこの原案については賛成という立場で討論をいたしました。以上であります。
議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について採決をします。

承認第2号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、承認第2号は承認されました。

議案第50号瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） ほかに討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結についてを採決します。

議案第50号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第50号は可決されました。

議案第51号岐阜県市町村職員退職手当組合の規約の一部を改正する規約についての質疑を行

います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてを採決します。

議案第51号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第51号は可決されました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。御苦労さまでした。

延会 午前11時31分

